

1. 用語解説

初出頁	用語（五十音順）	解説
16	アウトリーチ	英語の「手を伸ばす」という意味で、困難な状況にありながら支援の必要性を自覚していない、又は相談意欲がなく自ら申し出ることのない方やその家族に対して、支援者が積極的に働きかけ、支援を届けること。
27	更生保護サポートセンター	保護司が関係機関と連携しながら更生保護活動を行うための拠点。なお、「保護司」とは犯罪・非行により保護観察を受けることになった方に対し、その生活を見守り、様々な相談・指導を行う、法務大臣からの委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に市民ボランティア）、「更生保護」とは犯罪・非行をした方を地域の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、立ち直りを助けるとともに地域の犯罪・非行の予防を図る活動のこと。
27	災害時避難行動要支援者名簿	要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難で特に支援を要する方について、その把握、避難支援、安否確認等を行うための基礎とする名簿で、市町村長が作成するもの。
9	肢体不自由	上肢・下肢・体幹の機能の一部又は全部に障がいを有し、「立つ」、「座る」、「歩く」、「食事」、「着替え」、「物の持ち運び」、「字を書く」等、日常生活における動作が困難な状態のこと。
26	社会福祉協議会	社会福祉協議会は社会福祉法に基づき都道府県と市区町村に設置される、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体。社会福祉事業の企画・実施、社会福祉活動への住民参加援助等を行う。略して「社協」と呼ばれる。
13	成年後見	認知症、知的障がいその他の精神上の障がいにより判断能力が不十分であり、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、家庭裁判所が認定した成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補い、本人の権利、財産等を保護すること。

9	内部障がい	身体内部の臓器に障がいを有することで、血液循環、血液浄化、呼吸、排泄、消化、免疫（感染防御）等、生命維持のための重要な機能が損なわれていること。
22	ふくし人財	広く福祉活動に従事されている方のことを大切な「資産」として捉え、「財」の字を用いた「ふくし人財」と表現。一方、この計画では「介護人材」という語も用いているが、この語は世間一般に広く使用され、「材」の字を使うのが一般的であるため、そのまま「介護人材」と表現。この計画では「介護人材」を「ふくし人財」に内包されるものとして扱っている。
22	包括的・重層的・伴走的	ここで言う「包括的」は、社会福祉法第106条の4第2項第1号の「包括的」と同義であり、相談者の属性・世代・生活課題の内容にかかわらず全てひっくるめて受け止めるという意味で用いている。また、「重層的」は同条第1項の「重層的」と同義であり、相談支援、（社会的に孤立している方への）社会参加支援、（住民同士のささあいの関係性を育む）地域づくり支援等を一体的に行うという意味で用いている。また、「伴走的」は相談者に継続的に寄り添いながら本人の自律的な立ち直りを支援するという意味で用いている。
27	要配慮者	（災害時の避難行動、避難生活等における）高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する方のこと。
30	累犯（るいはん）	何度も罪を犯すこと。懲役に処せられた者が、刑の終了又は免除の日から5年以内にさらに有期懲役に処すべき罪を犯したとき、刑が加重されるもの（再犯及び三犯以上）。

※初出頁は、目次・図表・見出しを除く、本文中の初出の頁。